

商 品 名	財産形成住宅定額貯金
ご 利 用 いただける方	●55歳未満の勤労者の方（非居住者の方等、ゆうちょ銀行所定の方を除きます。） ※役員の方等は、勤労者に該当しません。
据 置 期 間	●預入日から起算して6か月
預 入 金 額	●1,000円以上、1,000円単位 ●1口の預入金額は、1,000円、5,000円、1万円、5万円、10万円、50万円、100万円、300万円のうち預入金額が割り切れる最大の金額が適用されます。 ※1口の預入金額によっては、利子額の計算上、受取金額が異なる場合があります。
預 入 限 度 額	●財形貯蓄非課税限度額（550万円）内で、お一人さま550万円まで。
預 入 方 法	●5年以上の期間にわたって定期（毎月又は夏季・年末のボーナス時期等）に賃金からの控除（天引き）により預入していただきます。 ※ゆうちょ銀行所定の時期に、預入金額の変更ができます。 ※預入日から起算して10年が経過した場合には、自動的に払い戻し、払戻金の全部を新たな財産形成住宅定額貯金として預入します（継続預入の取扱いをします。）。
払 戻 方 法	●据置期間の経過後、次のいずれかの受取方法で、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で払戻しができます。 ■一部払戻し：住宅の取得又は増改築の前に、貯金残高の90%以内を受け取る方法 ■全額払戻し：住宅の取得又は増改築の日から1年以内に、貯金の全額を受け取る方法 ※住宅の取得等に要する費用によっては、上記の受取金額とならない場合があります。 ※払戻しの際には、住宅の登記事項証明書等の提出が必要です。 ※継続預入のための払戻しをする場合並びに預金者が死亡した場合及び一定の身体障害となった場合を除き、払戻し又は譲渡はできません。 ※住宅の取得又は増改築の費用に充てるための払戻し以外の払戻し等を行ったときは、全部払戻しの請求があったものとして取り扱います。 ※1口の預入金額を分割しての払戻しはできません。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。
利 率	●預入時の利率を約定利率として預入日から起算して最長10年間適用します。 ※据置期間内に払い戻す場合には、据置期間内払戻利率を適用します。
利 子 計 算	●月割計算で、半年複利の方法で計算します。 ※預入後3年までは、6か月ごとの段階利率となっており、預入日から起算して10年間は預入から払戻しまでの期間に応じた利率を預入時にさかのぼって適用します。
利 子 課 税	●非課税 ※住宅の取得又は増改築の費用に充てるための払戻し以外の払戻し等を行ったときは課税扱いとなり、支払済みの利子について5年間さかのぼって20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ※あらかじめ税務署に申告をした非課税扱いの最高限度額を超過して預入をしたときは、それ以後の支払利子に対して20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
据 置 期 間 内 払 戻 利 率	●通常貯金の利率を目安とした利率とします。
そ の 他	●「貯金担保貸付け」がご利用いただけます。 ●独立行政法人勤労者退職金共済機構や独立行政法人住宅金融支援機構・沖縄振興開発金融公庫による財形持家融資が受けられます（別途、機構等による審査があります。）。 ●ご利用になるためには、お勤め先の事業所とゆうちょ銀行との間であらかじめ契約が必要です。 ●財産形成住宅貯蓄契約は、お一人さま一契約に限ります。 ●残高証明書の発行の際は、1通の証明書の発行につき510円の手数料が必要となります。 ※手数料には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。 ●ゆうちょ銀行の貯金のご利用は、法令の定めによりお一人さま1,300万円（平成19年9月30日までに預入された定期性の郵便貯金（お一人さま1,000万円まで）を含みます。）までとなっています。

なお、この貯金は、これとは別枠で財産形成定額貯金及び財産形成年金定額貯金と合算して550万円までご利用いただけます。

- この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本1,000万円までとその利子が保護されます。
- この貯金には、財産形成住宅定額貯金規定その他関係規定が適用されます。
- 詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。

ゆうちょコールセンター

電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）

- ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。

一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室	
電 話	0570-017109 又は 03-5252-3772
受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）

平成 30 年 4 月 2 日現在